

○江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱

令和6年5月22日市長決裁

改正

令和8年5月7日

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーを活用する設備を設置する者に対し、江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進し、家庭から排出される二酸化炭素排出量の削減を図り、江別市が目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助対象設備及び補助金交付額)

第2条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）及び補助金交付額は、別表第1に定めるとおりとし、各補助対象設備の補助金額の合計額を上限に、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の交付は申請年度内において1世帯につき、1回限りとする。

2 補助の対象となる経費は、補助対象設備の購入及び設置に係る費用とし、市内に設置するものに限る。

3 補助対象設備の購入及び設置に係る費用が別表第1に定める補助金額以下の場合は、補助金の交付対象とならない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、江別市の住民基本台帳に記載されている市民であって、補助対象設備を設置する住所に居住（店舗等との併用住宅については、その居住部分に居住していることをいう。以下同じ。）する又は市内に居住する予定がある個人であること。

(2) 令和5年7月14日以後に補助対象設備の売買契約又は設置工事請負契約をした者であること。ただし、当該契約を締結していない場合は、見積書の見積日を契約日とみなす。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(4) 自らを含め同一世帯に別表第1に掲げる補助対象設備において同一の設備の補助を申請した者がいない者であること。

(5) 江別市暴力団排除条例（平成25年江別市条例第38号）第2条第2号に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であること。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書は、市長が定める期日までに提出しなければならない。

3 申請者から提出のあった書類は、原則として返還しないものとする。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の内容を審査し、適正でないと判断した場合は補助金交付・不交付決定通知書により、申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第6条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業の中止若しくは取下げをしようとするときは、補助金（変更・中止・取下）承認申請書（第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、補助金交付・不交付決定通知書により、補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて補助金交付請求書（第9号様式）とともに市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第8条 市長は、実績報告書及び補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通ずるし、速やかに確定した額を交付するものとする。

(手続代行)

第9条 申請者は、第4条に規定する申請の手続を補助対象設備を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。この場合において、手続代行者は、補助金交付申請書に委任状を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、手続代行者が偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがあると認める場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

3 市長は、前項の調査の結果により、不正な行為があったと認める場合は、第1項に規定する申請を取り消すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、補助事業者に損害が発生したとしても、市長はその責めを負わないものとする。

(1) 第4条及び第7条に掲げる書類の内容に虚偽があったとき。

(2) 不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 暴力団員であることが判明したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反していると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金等返還命令書（第11号様式）により、補助事業者に対

し期限を定めて当該補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認められた場合は、補助事業者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、必要に応じて、補助対象設備の使用状況等の調査に協力しなければならない。

(財産処分の制限等)

第12条 補助事業者は、補助対象設備を取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（別表第4）に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取壊し又は担保に供してはならない（以下「処分」という。）。

2 補助事業者は、前項に規定する期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書（第12号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助事業者による財産の処分について承認するときは、補助事業財産処分承認通知書（第13号様式）により通知し、補助金等返還命令書により返納させるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

附 則（令和8年5月7日）

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

補助対象設備	補助対象設備の要件等	補助金額
太陽光発電 パネル	<p>1 補助対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。</p> <p>(1) 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上10kW未満の設備であること。</p> <p>(3) 余剰型配線であること。</p> <p>(4) 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p> <p>2 補助対象費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入及び据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p>	10万円
定置用蓄電池	<p>1 補助対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。</p> <p>(1) 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</p> <p>(2) 蓄電容量が2kWh以上20kWh未満であること。</p> <p>(3) 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>(4) 未使用品であること。</p> <p>2 補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものを含む。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p>	10万円

別表第2（第4条関係）

申請添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者本人の住民票（発行後3か月以内） 2 税情報確認承諾書（第2号様式） 3 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し。ただし、リフォーム等で補助対象設備を補助対象外のものと一括して設置している場合は、補助対象設備設置費等証明書（第3号様式）も添付のこと。契約書がない場合は、見積書の写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事着手前の写真 (2) 仕様及び対象要件が記載されたもの（品目、規格、数量、単価等が記載されているカタログ、仕様書等の写し） (3) 申請に係る住宅の位置図 (4) 誓約書（第4号様式） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
--------	--

別表第3（7条関係）

実績報告添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書(補助対象設備の購入及び設置に係る費用の支払が確認できる書類) 2 補助対象設備設置費等証明書（第3号様式） 3 配置状況が確認できる設置前後のカラー写真（工事期間がわかるように提出すること） 4 補助対象設備を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は所有する建築物に対する補助対象設備設置承諾書（第8号様式） 5 口座情報が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)の写し 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
----------	--

別表第4（第12条関係）

法定耐用年数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">太陽光発電パネル</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>定置用蓄電池</td> <td>6年</td> </tr> </table>	太陽光発電パネル	17年	定置用蓄電池	6年
太陽光発電パネル	17年				
定置用蓄電池	6年				

第1号様式（第4条関係）

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

申請者 〒 _____

住所 _____

ふりがな
氏名 _____ (印)

電話番号 _____

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱第3条に基づく交付申請について、下記のとおり申請します。

記

設備の設置場所	江別市
住宅の種類 (該当する種類に☑)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存
設備種類 (該当する種類に☑)	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル(10万円) <input type="checkbox"/> 定置用蓄電池(10万円) <input type="checkbox"/> 太陽光パネル+定置用蓄電池(10万円+10万円)
補助金交付申請額	_____万円 ※1世帯につき1回限り
販売事業者又は 設置工事事業者	事業者名： _____
	住所： _____
	電話番号： _____
	担当者・連絡先： _____ (_____) E-mail： _____

- 【注意事項】以下の事項について、ご確認の上、記入及び提出願います。
- (1) 申請者から提出のあった書類は、原則返還いたしません。
 - (2) 添付書類等に不備があるときは、受理できない場合があります。
 - (3) 提出期限を過ぎた場合は、交付対象外となりますのでご注意願います。

税情報確認承諾書

私は、江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金申請にあたり、市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所：_____

氏名：_____ (印)

年 月 日

(宛先) 江別市長

第3号様式（第4条関係）

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金対象設備設置費等証明書

年 月 日

（宛先）江別市長

（販売事業者等）

事業者名 _____ ⑩

〒 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記事項について、事実と相違いないことを証明します。

購入者	住所：	設備の 引渡し日	年 月 日
	氏名：		
設備種類 ※1～2の該当する 設備に○印をつけ、容 量等を記入してくだ さい。	1 太陽光発電パネル＋定置用蓄電池 【太陽光発電パネル】 ・合計出力 _____ W・kW（どちらかに○）、モジュール _____ 枚 ※小数点以下第3位の端数は切捨てし、第2位までの値を記載 【定置用蓄電池】 蓄電容量（ _____ kWh）		
	2 定置用蓄電池 蓄電容量（ _____ kWh）		
銘板等	メーカー：	製造番号：	
設備費用内訳 ※設備本体費用（必 須）、付属品費用、設 置工事費用の項目に 分けて記入してくだ さい。	項目	金額（税抜）	
	本体費用 ※記入必須		円
	付属品費用		円
	設置工事費用		円
	小計		円
	消費税		円
	合計（税込）		円
受領代金	区分	金額	入金（受領）日
	現金	円	年 月 日
	クレジット	円	年 月 日
	その他（住宅ローン等）	円	年 月 日
	合計	円	

誓約書

（宛先）江別市長

私は、下記の事項について宣誓します。

また、江別市が暴力団排除に必要な場合には、下記の事項について江別警察署に照会することについて承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が江別市と行う他の申請における確認等に利用することに同意します。

記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員（江別市暴力団排除条例（平成25年江別市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員という。以下同じ。）
 - （2）自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用している者
 - （3）暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者
 - （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （5）暴力団又は暴力団員と知りながら、下請負契約、資材及び原材料の購入契約その他の契約を当該者と契約を締結した者
- 2 暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに江別市への報告及び江別警察署への提出を行います。
- 3 上記1～2に反する場合、補助金の交付決定の取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令等、江別市が行う一切の措置について異議の申立て、また、補助の取消しによって生じた損害の賠償請求も行いません。

年 月 日

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

氏 名 _____ ⑩

江別市指令 第 号
年 月 日

様

江 別 市 長

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付・ 不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付

補助金交付決定額 円

2 不交付

不交付の理由

3 備考

当補助金の一部には、「北海道住まいのゼロカーボン推進事業費」が含まれています。

（北海道住まいのゼロカーボン推進事業費： 円）

第7号様式（第7条関係）

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）江別市長

補助金申請者

住所

氏名 印

連絡先電話番号 - -

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の実績報告書類を提出します。

記

1 補助金交付決定番号

交付決定日	年 月 日
交付決定番号	江別市指令 第 号

2 補助金交付決定額

0 0 0	円（内訳 江別市費： 円、北海道費： 円）
-------	-----------------------

3 補助事業の種類・実施期間

設備種類 （該当するものに○を付けてください。）	1 太陽光パネル （合計出力 kW, モジュール 枚, パワーコンディショナ 台） ※小数点以下第3位の端数は切捨てし、第2位までの値を記載してください。
	2 定置型蓄電池設置（蓄電容量 kWh 台）
工事開始日	年 月 日
工事完了日	年 月 日

※複数設備設置の場合、工事開始日は最も早い日付を、工事完了日は全設備の設置が完了した日を記入してください。

所有する建築物等に対する補助対象設備設置承諾書

年 月 日

（宛先） 江別市長

（承諾人） 〒 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

*所有者が複数いる場合には、所有者1名につき
1枚承諾書を提出してください

下記の建物又は土地については、私が所有者となっておりますが、下記の者から江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金の交付対象となる設備の設置について承諾依頼を受けました。

については、下記の者に対し、補助対象設備を法定耐用年数期間において適正に維持管理することを条件に、設置を承諾いたしますので、通知します。

記

補助対象設備の設置を予定する住所、設置者等

設置を承諾する建物又は土地の住所	
設置者の氏名	
設置者の住所	
所有者と設置者の関係	

※ 所有者と設置者の間で長期の賃貸借契約を締結している場合には、その写しを添付してください。

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）江別市長

〒

請求者 住所

ふりがな
氏名

印

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱第3条に基づき、補助対象設備の設置に係る補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

交付請求額	円	※「補助金交付決定・交付額確定通知書（第10号様式）」に記載された金額を記入してください。
-------	---	---

2 振込先

振込先	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座名義人 (カタカナ)	
口座番号	※ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳等で振込用の口座番号をご確認ください。

* 注意事項 *

1. 請求者氏名と口座名義人、本件請求者は同一の方になります。
2. 訂正する場合は、新たな用紙に記入してください。
3. 口座情報が確認できる書類（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる通帳・キャッシュカードの写し等）を添付してください。

年 月 日

様

江別市長

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金 交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付

補助金交付確定額 円

2 振込予定日

年 月 日

（ご指定の口座の通帳記帳等でご確認ください）

3 備考

当補助金の一部には、「北海道住まいのゼロカーボン推進事業費」が含まれております。（北海道住まいのゼロカーボン推進事業費： 円）

年 月 日

様

江 別 市 長

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金返還命令書

年 月 日付け江別市指令 第 号で交付決定した江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金については、江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり返還を命じる。

記

1 返 還 金 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日

3 返 還 を 命 じ る 理 由

4 返 還 方 法

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助事業 財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

（補助金対象者）〒

住所

氏名 印

連絡先電話番号 - -

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助事業について、財産処分の制限に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金交付決定番号

交付決定日	年 月 日
交付決定番号	江別市指令 第 号

2 補助金交付決定額

000 円（内訳 江別市費： 円、北海道費： 円）

3 財産処分対象設備

製造元（メーカー名）	
システム型番	
太陽光発電パネル型番	
蓄電池の型番	

4 処分方法及び理由

--

年 月 日

様

江別市長

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助事業 財産処分承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった補助事業財産処分については、江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金要綱第12条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 財産処分対象設備

2 取得財産の処分の内容

年 月 日付けで承認申請のあった、補助事業財産処分申請書に記載のとおりとする。

3 返納額 円

4 返還方法

別途通知する内容に従ってください。